

令和2年（ネ）第409号 南相馬市原発損害賠償請求控訴事件

一審原告 高田一男 外

一審被告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面 9

～令和4年3月16日地震を踏まえた一審原告ら準備書面4に係る補充主張～

2022（令和4）年4月22日

仙台高等裁判所 第2民事部 御中

一審原告ら訴訟代理人 弁護士 広 田 次 男



同 同 大 木 一 俊



同 同 坂 本 博 之



同 同 深 井 剛 志



同 同 野 崎 嵩 史



外

はじめに

本書面では、令和4年3月16日に発生した福島県沖でのマグニチュード7.4を観測する地震とそれに伴う本件原発への影響を踏まえ、一審原告ら準備書面4において行った主張（原判決が本件原発近くに住み続けることによる不安を考慮していないこと）を補充するものである。

1 一審原告ら準備書面4の主張概要

一審原告らは、令和4年1月19日付準備書面4において、原判決が本件原発近くに住み続けることによる原告らの不安を賠償額算定にあたって考慮していないこと、かかる不安を考慮して賠償額が算定されるべきであることを主張した。

上記主張の骨子は、次のとおりである。すなわち、

- (1) 本件原発建屋内には、未だに放射能汚染水や放射性汚泥、使用済み核燃料、燃料デブリ、廃炉作業に伴い生じる廃棄物等といった放射線リスクのリスク源が本件事故が発生して11年が経過した現在もなお多く残存したままとなっている上、そのリスクの総体についても未だその全容が明らかになっていない。

そして、放射性物質は人体に有害な放射性物質であって、放射性物質が本件原発から漏洩した場合には、一審原告らを含む本件原発近傍に住む周辺住民にとっては、生命・身体・財産その他の生存基盤全般に重大な被害をもたらしかねない。すなわち、本件原発は、一審原告らを含む本件原発周辺住民の生存基盤全般に重大な被害を与えかねない放射線リスクを抱えた有害施設なのである。

- (2) 上記のように本件原発は存在それ自体が原告ら周辺住民にとって重大なリスク源であるが、そのリスク源を除去するために行われる廃炉作業自体にも放射性物質飛散に伴う重大なリスクが潜んでいる。この点については日本原子力学会の報告書（甲A290）にも指摘がある上、現実にも平成25年にがれき撤去作業に伴う放射性物質飛散の騒動があった（甲A260等）。このように、

本件原発それ自体のリスクだけでなく、廃炉作業のリスクも軽視することはできないのである。

- (3) このような生存基盤に対する重大なリスクの存在が（そのリスクの客体である）一審原告らに日々もたらしている不安は、決して小さいものではない。

ましてや、本件原発を管理し廃炉作業を主導しているのは、本件事故を引き起こした一審被告である。しかも、本件事故後現在に至るまでも何度も原発の安全にかかわる不祥事を何度も起こしているのであって、一審被告には、本件原発それ自体及び廃炉作業に係る安全確保に関する適格性・信頼性に重大な疑義があることは論を俟たない。

そうすると、本件原発の維持・管理および廃炉作業を一審被告が適切に実施できるのか、放射線リスクを顕在化させないか等について一審原告ら含む周辺住民が抱く不安は、一般人を基準にしても相当なものであると同時に、重大かつ深刻なものと言わざるを得ない。

- (4) 一審原告らは、このような不安をこれまで11年以上にわたって強いられ続けてきた。しかも、本件事故から11年が経過してもなお廃炉作業の見通しが立たないことに加えて、そもそも何をもって廃炉とするかについてすら定まっていなかったことからすれば、一審原告らは、これから何十年にわたって強いられ続けていくことになるのである。

そして、生命・身体・財産その他の生存基盤全般に対して上記のようなリスクを負わされてそれに伴う不安を長期的に一審原告らが抱え続けさせられることは、本件事故における被侵害利益である「包括的平穩生活利益としての平穩生活権（包括的平穩生活権）」を侵害するものに他ならない。しかも、一審原告らにこのようリスクや不安を負わせることを正当化できる事由は存在しない以上、このようリスクや不安を長期間にわたって負わせていることによる上記法益侵害が違法であることも論を俟たない。

- (5) 以上から、放射線リスクが内在する本件原発の存在および廃炉作業によって一審原告らが負っているリスクおよびそれに伴う不安は、一審原告らの包括的平穩生活権を違法に侵害したものと評価されるべきであると同時に、賠償されるべき損害と評価されるべきである。

2 令和4年3月16日地震と上記主張の関係

(1) 令和4年3月16日地震の発生

以上のような主張を行った約2か月後である令和4年3月16日23時36分、福島県沖でマグニチュード7.4を観測する地震が発生した。一審原告らが居住する南相馬市においては、最大震度6強が観測された。

総務省消防庁などによると、宮城県及び福島県両県では、同地震によって、3名が死亡、245人が負傷、合計1万9471棟（令和4年4月15日時点）の住宅被害が発生しているとのことである（甲A344）。

(2) 上記地震による本件原発への影響

ア 本件原発2号機では、この地震発生直後である令和4年3月17日午前0時過ぎ、使用済み核燃料プールに繋がるタンクの水位が一時低下した。

同日午前2時36分には、NHKから「タンクの水位が下がらないよう弁を閉める措置をとり、水位の低下は止まりましたが、同時に、プールに循環させる冷却のための水が送れなくなっているということです。東京電力はタンクに水漏れなどの異常がないことを確認したうえで復旧作業を行うことにしています。」という報道がなされた（甲A345）。その後、同日午前3時16分には、日テレNEWSにおいて「東京電力などによりますと、午前0時11分に福島第一原子力発電所の2号機で使用済み核燃料プールに水を送る装置の水位が低下しました。使用済み核燃料がむきだしになるのを避けるため、水の循環を止めて対応したということです。東京電力は、地震との関連を含め原因を調査しています。」という報道もあった（甲A346）。

イ 本件原発1号機は、令和3年2月13日に発生した福島県沖地震の際にも格納容器内の水位が低下したが（甲A347）、上記地震でも、以下のような報道がなされた。

（ア）令和4年3月17日午後6時7分、NHKは、「福島第一原子力発電所では、11年前の事故で溶け落ちた燃料デブリがある1号機の格納容器の内部の圧力が今回の地震の前より低い状態になり、東京電力が原因などを調べています。建屋の外の放射性物質を測るダストモニターや放射線量を測定するモニタリングポストの値に、変化はないということです。東京電力によりますと、福島第一原発1号機では、燃料デブリがある格納容器の内部の圧力が地震の直後に上昇したあと下降し、地震の前と比べて低い状態になっているということです。東京電力が、原因や内部の空気の漏れがないかなどを調べていますが、建屋の外の周辺の放射性物質を測るダストモニターの値に変化はないということです。」と報道した（甲A348）。

（イ）同月23日午後3時15分、上記報道の続報として、NHKは、「東京電力は、福島第一原子力発電所の1号機で溶け落ちた『燃料デブリ』を冷やすために水を入れている格納容器内部の水位が、およそ40センチ低下していると発表しました。3月16日の地震で格納容器の損傷部分が広がった可能性があるということです。燃料デブリの冷却に問題はなく、外部への影響はないとしています。東京電力によりますと、地震の発生から2日後の3月18日、1号機の格納容器で、燃料デブリを冷やすために入れている水の水位が、およそ20センチ低下していることが確認されました。さらに、22日に改めて水中ロボットを使って水位を測定したところ、さらに20センチの水位の低下が確認されたということです。東京電力は、格納容器の損傷部分が広がった可能性があるとしていますが、原子炉の底に取り付けた温度計では、温度の上昇が見ら

れないことや、周辺の地下水に含まれる放射性物質の測定結果などに異常が見られないことなどから、燃料デブリの冷却に問題はなく、外部への影響はないと判断しているとしています。」と報道した（甲A349）。

(ウ) さらに、同月24日午後9時56分にもNHKは、「福島第一原子力発電所の1号機で、今月16日の地震のあと格納容器内部の水位が低下したことを受けて、東京電力は23日から原子炉を冷やす水の量を増やすとともに、水位が下がった詳しい原因を引き続き調べています。福島第一原発では、事故で溶け落ちた核燃料と構造物が混じり合った『燃料デブリ』を冷却するため、注水が続けられています。このうち1号機では今月16日の地震のあと、デブリがある格納容器の水位がおよそ40センチ下がりました。このため東京電力は、水位を地震前のレベルに戻すため23日から原子炉に注水する量を1時間当たり3.5立方メートルから5.5立方メートルに増やしたと発表しました。これまでのところ『燃料デブリ』の冷却に問題はないということです。福島第一原発1号機では去年2月の地震の際も格納容器の水位が低下し、揺れの影響で破損箇所が広がったことが原因だったとみられることから、今回も同じケースとみて詳しく調べることにしています。」と報道した（甲A350）。

ウ このほか、上記地震発生後、野積みになっているコンテナが転倒し、処理水などを保管する80基以上のタンクの位置がずれたとの報道もある（甲A351）。

(3) 大規模自然災害による本件原発への影響に対する不安の重大性（賠償されるべき損害であること）

ア 前述のように、本件原発建屋内には、原子炉建屋上部に大量の使用済み核燃料が依然として残ったままである。特に、炉心が溶けた本件原発1号機及

び2号機のプールには、現在も計1007体の核燃料が残されたままになっている（甲A351）。放射能汚染水や放射性汚泥、燃料デブリ、廃炉作業に伴い生じる廃棄物等もある。そればかりか、令和3年3月に発表された「中間とりまとめ」でも、本件原発2号機および3号機の原子炉の上蓋であるシールドプラグからは「7京ベクレル」という驚くべき量のセシウム137が検出されたことが発表された（甲A336、甲A333）。

このように、繰り返しになるが本件原発は、本件事故から11年が経過した今もなお、一審原告らを含む周辺住民にとって、自らの生命・身体・財産その他生存基盤全般に対する重大なリスク源なのである。

イ ところが、そのような施設であるにもかかわらず、本件原発は、東日本大震災によって施設自体が重大なダメージを受けている（その意味で傷んでいる）ばかりか、通常の保守点検すらできない状況にある。しかも、時間の経過とともに建築物は劣化していくにもかかわらず、廃炉作業が遅れていることから明らかなように、いつ上記リスクが除去されるかもわからない状況である。

他方で、我が国では、防災対策等として自然現象に対する予測について研究が行われているが、最新の科学的知見によっても、今回の地震に限らず、いついかなる自然災害がどのような規模で発生するかを確実に予測することはできないとされる。これは、水戸地裁令和3年3月18日判決（東海第二原発差止訴訟判決）を始め、多くの原発差止訴訟に係る裁判例が自認してきたところである。そうすると、今後本件原発からリスクが排除されるまでの間に、いついかなる自然災害がどのような規模で発生するかを確実に予測することもできないことになる。

ウ そのため、一審原告らを含む周辺住民は、3月16日地震のような大規模地震が発生する度に、本件原発2号機および3号機の原子炉の上蓋であるシールドプラグからは「7京ベクレル」という膨大なセシウム137が外界

に拡散すること等による生存基盤全体への重大なリスクに晒され続けている。

そして、令和4年3月24日に行われた上記地震による本件原発への影響等に関する東京電力および政府からのヒアリングにおいて立憲民主党の金子恵美議員が「東日本大震災を経験し、地震が起きるたびに『原発は大丈夫か』と考え、福島県民は不安を抱えながら生活をしている」と発言したように（甲A352）、3月16日地震による本件原発の上記不調のような本件原発に係る不調に関する報道に接するたびに、再び自らの生存基盤全般が破壊されるのではないかと不安に晒され続けているのである。

エ しつこいが、もうすでに本件事故から“11年”もの月日が経過しているのである。それにもかかわらず、このようなリスクやそれに伴う不安に晒され続けることをなぜ一審原告らが受忍しなければならないのか。そのような“被害の受忍”を一審原告らに一方的に強いることを正当化できるような事情は、本件においてどこにも存在しない。しかるに、そのような“被害の受忍”を何ら帰責性のない一審原告らに強いることは著しく不公平であって、損害の公平な分担を謳う不法行為制度の趣旨にも悖る。上記のリスクや不安に伴う精神的苦痛は、賠償されるべき損害なのである。

3 最後に

これまで11年間にわたってこのようなリスクや不安に晒され続けてきたこと、そしてこれからも何十年にもわたって自らの「故郷」を捨てない限りはこれからも晒されて続けなければならないこと。これらによって一審原告らに強いられている精神的苦痛も「被害」すなわち「賠償されるべき損害」であることを真正面から認めて適切に賠償額へ反映することは、“被害の早期救済”に並ぶ本件訴訟の重要な命題である。

長年公害被害を研究してきた藤川証人が原審において警鐘を鳴らしたように、「公害被害の放置」（藤川証人：2頁以下、31頁以下）が本件事故に関してなされることは、絶対にあってはならない。上記精神的苦痛についても「過小評価する」（切り捨てる）ことなく、加害者たる一審被告において賠償すべき法的な損害として、適切な賠償額を認定することを強く求める次第である。

以 上